

## 平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1. 日 時 平成28年11月24日 午後4時00分

2. 出席委員 16名

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 2. 鈴木 幹男 委員  | 3. 勝又 勝 委員   | 4. 浅海 博行 委員  |
| 5. 石井 栄一 委員  | 6. 濱田 光一 委員  | 7. 池ヶ谷富士夫委員  |
| 8. 大野 幸一 委員  | 9. 鈴木 吉夫 委員  | 10. 鈴木 徳市 委員 |
| 11. 澁谷 誠幸 委員 | 12. 石井 君雄 委員 | 13. 小金谷正男 委員 |
| 14. 時田 将 委員  | 15. 葛山 繁隆 委員 | 16. 秋山 秀雄 委員 |
| 17. 山田 芳裕 委員 |              |              |

3. 欠席委員 0名

4. 事務局出席者

事務局長 小金谷 幸次 事務局次長 垣岡 俊男 副主幹 浅海 一洋

5. 会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について 1件

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 1件

議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 7件

報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出について 3件

報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について 5件

報告第3号 地目変更登記に係る照会に対する回答について 1件

6. 開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は16名です。定足数に達しておりますので、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

17番山田芳裕委員

3番勝又勝委員を指名いたします。

葛山 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は、第1班です。小金谷正男班長より総括的な報告をお願いいたします。

小金谷班長  
葛山 議長  
小金谷班長

議長

13番、小金谷正男班長

第1班の現地調査の報告をいたします。

平成28年11月14日午前10時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員2名、葛山会長、鈴木会長職務代理人、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について2件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1件、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について7件、計11件です。

現地調査後、午後4時より農地法第3条の2件について、審査会を実施しました。

1班といたしましては、いずれの案件も許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で1班の総括報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1、審議番号2は関連していますので、一括審議としたいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長

異議なしと認め、審議番号1、審議番号2は一括審議といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1及び審議番号2は関連しておりますので一括して説明いたします。

本申請は、審議番号1及び審議番号2の申請地が各譲受人の自己所有地に隣接しているため、交換によって一団の農地を形成するためです。

審議番号1は、畑2筆、合計面積1,765平方メートルの植木畑です。

また、取得後経営面積は、0.5ヘクタール以上あり、年間の従事日数は200日で、専農従事者は1名です。

審議番号2は、畑1筆、面積1,864平方メートルの梨畑です。

また、取得後経営面積は、1.8ヘクタール以上あり、年間の従事日数は280日で、専農従事者は3名です。

営農計画は、いずれも梨栽培です。

なお、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、いずれも農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

濱田 委員 議長

葛山 議長 6番、濱田光一委員

濱田 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1及び2は関連しておりますので一括して、報告をいたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、審議番号1は、畑2筆で、合計面積は1,765平方メートルの植木畑で、審議番号2が、畑1筆、面積1,864平方メートルの梨畑で、いずれも適切に管理及び耕作されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、今後の適正な耕作の実施を確認したうえ、営農後3年間は転用できない旨を周知しました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第1号は、可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、畑2筆、合計面積2,977平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。

買い取り申出事由は、農業従事者の故障によるもので、生産緑地法施行規則第4条第1号トの規定により、農業に従事することを不可能にさせる故障の認定について、頸椎後縦靭帯骨化症による認定を平成28年10月27日付けで鎌ヶ谷市長より受けています。

買い取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

秋山 委員

議長

葛山 議長

16番、秋山秀雄委員

秋山 委員

議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1の調査報告をいたします。

申請地は、畑2筆、合計面積2,977平方メートルのパイプハウス及び普通畑でした。

本申請は、農業従事者の故障を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第2号は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号1で

申請地は、市街化区域内の生産緑地に指定された畑13筆、合計面積20,961平方メートルの樹園地及び普通畑です。

本申請は、農地の相続税の猶予を受けるために申請されたものです。

従事年数、年間従事日数、耕作の確認は農地台帳等により確認しており、特に問題はありません。

また、申請人は、現在経営主他2名と栗及び梅等の観光農園の開設準備を行い、農業に従事し、今後も引き続き農業経営を行うとのことです。

以上です

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

濱田 委員

議長

葛山 議長

6番、濱田光一委員

濱田 委員

議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号1を報告いたします。

平成28年11月14日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査を実施しました。

申請地は、畑13筆、合計面積20,961平方メートルの生産緑地に指定された樹園地及び普通畑です。

現地は、栗及び梅並びに普通畑として適切に管理されていました。

書類審査、現地調査の結果、問題はないものと思われませんが、ご審議のほどよろしくお願ひします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第3号は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第4号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1から審議番号7までは、関連していますので一括審議としたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長

異議なしと認め、審議番号1から審議番号7までを一括審議といたします。

葛山 議長

会議規則第10条の規定に基づき、2番、鈴木幹男委員、13番、小金谷正男委員の退席を求めます。

(鈴木委員・小金谷委員退席)

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の6ページから12ページまでをご覧ください。

議案第4号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1から審議番号7までを一括して説明いたします。

本案7件につきましては、松戸税務署長より、20年間の営農継続により納税猶予が確定する農地等の利用状況についての確認依頼があったものです。

農業委員会は現地を調査し、松戸税務署へ回答することとなっています。

なお、松戸税務署への回答期限は平成28年12月16日です。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

秋山 委員 議長

葛山 議長 16番、秋山秀雄委員

秋山 委員 議案第4号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1から審議番号7までについて一括して報告いたします。

審議番号1は、中沢地区の対象者の自宅脇他7箇所があり、梨畑の一部に農業用倉庫がありましたが、梨及び普通畑として適切に耕作されていました。

審議番号2は、中沢地区の対象者の自宅前他3箇所があり、自宅前の該当地の一部に農業用倉庫があり、当初はキノコ栽培を行っていたとのことですが、現在は農業用倉庫として活用しているとのことでした。

また、梨畑の一部に農業用倉庫がありましたが、いずれも梨畑として適切に耕作されていました。

審議番号3は、栗野地区の対象者の自宅裏他8箇所があり、梨及び普通畑として適切に耕作されていました。

審議番号4は、初富地区の対象者の自宅から少し離れた一団の農地の中の1箇所、梨畑として適切に耕作されていました。

審議番号5は、佐津間地区の対象者の自宅脇他2箇所があり、栗及び普通畑として適切に耕作されていました。

審議番号6は、中沢地区の対象者の自宅脇他4箇所があり、梨畑として適切に耕作されていました。

審議番号7は、軽井沢地区の対象者の自宅脇他1箇所があり、普通畑として適切に耕作されていました。

いずれも、自ら所有し、自ら農地として使用しておりましたので問題はないものと判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。  
(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。  
それでは、採決をいたします。  
議案第4号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第4号は、可決されました。

葛山 議長 2番、鈴木幹男委員、13番、小金谷正男委員の除斥を解きます。  
(鈴木委員・小金谷委員着席)

葛山 議長 つづいて、報告事項を議題とします。  
報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について3件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について5件の計8件を一括報告いたします。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。  
議長  
葛山 議長 浅海副主幹  
浅海副主幹 議案書の13ページから15ページまでをご覧ください。  
報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について3件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について5件の計8件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理し、受理通知書を交付いたしました。  
以上です。

葛山 議長 ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 つづいて、報告第3号地目変更登記に係る照会に対する回答について1件を報告します。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。  
議長  
葛山 議長 浅海副主幹  
浅海副主幹 議案書の16ページをご覧ください。  
報告第3号地目変更登記に係る照会に対する回答について1件につきましては、事務局において現地調査をしたところ、宅地となっておりますので、会長専決により非農地として回答いたしました。  
以上です。

葛山 議長 ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

以上で、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時25分



以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成28年12月19日

鎌ヶ谷市農業委員会議長          葛 山 繁 隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員          山 田 芳 裕

鎌ヶ谷市農業委員会委員          勝 又        勝